

心理療法（カウンセリング）の公費負担に関する各種制度等についての補足説明事項一覧

1 厚生労働省

- (1) 中央社会保険医療協議会における心理療法等に係る議論の経緯について
- (2) 高額療養費制度の適用がなされるための詳細な要件等について
- (3) 認知行動療法として認められている技法（療法）（あるいは全部）としてはどのような技法（療法）があるのか、またそのうち、どのような技法（療法）について、どのような考え方で保険適用の対象となっているのか。
- (4) 臨床心理士の国家資格化を前提として臨床心理士によるカウンセリングを公費負担医療（医療保険制度を含む）に組み込むことなどについて（加藤構成員によるヒアリングを受けての説明）

2 警察庁

- (1) 民間犯罪被害者支援団体に対する予算措置「民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費」約1億200万円のうち、カウンセラーによる心理療法の費用負担のために使われている金額（割合）について
- (2) 第4回検討会②資料1－3（5）記載のケース①及び②の事例における障害給付金支給状況について
- (3) 公費負担によるカウンセリングがどのようなタイプの被害を受けた方に対し行われているのか。また、公費負担によるカウンセリングの回数、1回あたりの費用及び予算額について（例えば東京都など1つあるいは複数の都道府県の場合について教示願います。）
- (4) 高額療養費制度の適用を受けることができたために犯罪被害者等の自己負担が重くならずに済んでいる事例について
- (5) 犯罪被害給付制度の概要